

令和7年10月21日
市川三郷町防災交通課

「コミュニティバス六郷線」延伸に係る運賃設定に対する意見募集について

市川三郷町では、町民の生活に必要となる移動手段の確保と公共交通の利便性向上のため、コミュニティバス六郷線について見直しを検討しています。

道路運送法第9条第4項及び第5項の規定に基づき、運賃協議部会の開催に先立ち、住民、利用者その他利害関係者の皆さまから、見直し部分に対する運賃についてご意見を募集いたします。なお、寄せられたご意見は、運賃協議部会での協議の参考といたします。

1 意見募集に関する概要

「市川三郷町コミュニティバス六郷線」の一部延伸に係る運賃設定について

2 資料および意見書様式入手方法

市川三郷町ホームページからダウンロードもしくは下記の場所にて配布

- ・市川三郷町役場防災交通課 山梨県西八代郡市川三郷町市川大門 1790-3
- ・市川三郷町役場六郷出張所 山梨県西八代郡市川三郷町岩間 495
- ・市川三郷町生涯学習センター 山梨県西八代郡市川三郷町市川大門 1437-1
- ・六郷の里 つむぎの湯 山梨県西八代郡市川三郷町鴨狩津向 640
- ・市川三郷町コミュニティバス六郷線車内（掲示・閲覧のみ）

※各施設の開庁日・営業日のみとなります。

3 応募要件

本町に住所を有している方

本町に事務所又は事業所を有している方及び法人その他団体

本町に存する事務所又は事業所に勤務している方

本町に存する学校に在学している方

本計画等により直接的な利害関係を有すると認められる方及び法人その他団体

4 募集期間

令和7年10月21日（火）～令和7年11月21日（金）必着

5 提出方法

意見提出様式にならい、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称及び所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、次のいずれかの方法により提出してください。なお、口頭や電話での意見の受付はできませんので御了承ください。

ご意見提出に際し、次の理由から氏名、住所等の記載をお願いしています。

- ・提出されたご意見の内容を確認させていただく場合のため
- ・応募要件に適するか確認するため

(1) 電子メールにて提出する場合

電子メールアドレス：ims1790@town.ichikawamisato.yamanashi.jp

市川三郷町防災交通課交通対策係 宛て

※市川三郷町ホームページより様式をダウンロードしていただき、上記のメールアドレスまでご提出ください。

(2) 各庁舎窓口に持参して提出する場合

市川三郷町役場本庁舎 2階 防災交通課

市川三郷町役場六郷出張所 窓口

(3) 郵送にて提出する場合

〒409-3601 山梨県西八代郡市川三郷町市川大門 1790-3

市川三郷町防災交通課交通対策係 宛て

6 留意事項

意見提出の際の使用言語は日本語を原則とします。他の言語での提出の場合は、日本語訳を添付してください。

お寄せいただきましたご意見等は、運賃協議部会の協議の参考とさせていただきます。ご意見に対する個別の回答はいたしかねますのでご了承ください。

なお、意見提出用紙は返却しませんので、あらかじめご了承ください。

7 個人情報の取扱いについて

個人情報の取扱いについては、十分注意し、個人が特定できるような内容では掲載いたしません。また、氏名・住所・メールアドレス等につきましては、本町個人情報保護法施行条例に基づき、他の目的に利用・提供しないものとします。

8 問い合わせ先

市川三郷町役場防災交通課交通対策係まで

電話番号：055-272-1175

「コミュニティバス六郷線」の延伸に係る運賃設定に関するご意見等

ご 連 絡 先	
ご氏名または団体名	フリガナ
ご住所または所在地	〒 ー
ご連絡先	電話番号：
	メールアドレス：

※上記の情報は公表いたしません

ご 意 見 等	
該 当 箇 所 (ページ等)	ご 意 見 内 容

※締切 令和7年11月21日（金）必着 当日消印有効